

第2章 現状と課題の分析

Chapter 2

第2章 現状と課題の分析

Chapter 2

第1節 足利市の概況

1 位置と地勢

本市は栃木県の南西部、群馬県との県境に位置し、東京から80kmの首都圏内にあります。隣接する自治体は5つあり、東と北は佐野市、西は群馬県桐生市、南は群馬県太田市・館林市・邑楽郡に接しています。

また、関東平野と山岳地帯の境に位置し、北部は山、南は広大な関東平野がひらけ、市中央部には足尾を源に発する渡良瀬川が流れる水と緑に恵まれた自然豊かなまちです。



総面積：177.76 km²

東西：18.8 km 南北：19.1 km

位置（市役所）

東経：139° 27′ 北緯：36° 20′

海拔：34.54m

2 気象（気温・降水量）

足利市の気象状況（気温・降水量）は表1のとおりです。

表1 足利市の気象状況（気温・降水量）

年	気温（℃）			降水量 (mm)
	年平均	最高気温	最低気温	
平成 23 年	14.8	38.4	-5.8	1316.0
24	14.6	36.5	-6.9	1052.0
25	16.1	38.6	-4.6	1267.0
26	14.8	36.6	-6.4	1340.5
27	15.6	36.7	-4.6	1179.5
28	15.6	37.6	-5.0	1246.5
29	14.7※	38.4	-4.8	1367.5
30	16.0	38.7	-6.2	859.5
令和元年	13.7	38.0	-5.8	1264.0
2	15.8	38.8	-6.4	1174.5
10年間	15.2			1206.7

資料：統計あしかが

※平成 29（2017）年は観測装置の不調のため、気象庁佐野観測所の年平均気温を代用しています。

3 土地利用

平成 17（2005）年からの5年ごとの地目別土地利用の推移は表 2、令和 2（2020）年における地目別土地利用の構成比は図2に示すとおりです。

本市の面積のうち「山林」が最も多く27.2%、次いで「宅地」が17.0%です。

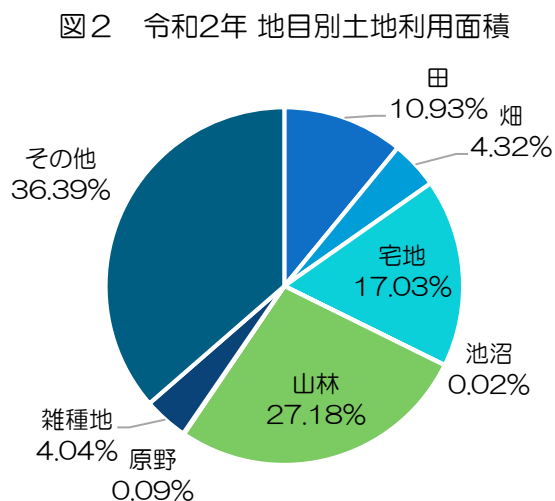


表2 地目別土地利用面積の推移

(各年1月1日現在)

(単位：a)

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成 17 年	1,778,200	222,535	88,281	292,169	731	570,896	3,392	57,537	542,658
平成 22 年	1,778,200	212,326	85,921	302,760	686	564,148	3,374	57,634	551,351
平成 27 年	1,777,600	203,946	81,130	298,165	279	490,766	1,603	59,693	642,017
令和 2 年	1,777,600	194,337	76,824	302,693	301	483,188	1,567	71,751	646,939

資料：統計あしかが（税務課）

※平成 27（2015）年以降集計方法が変更になり、数値が大幅に増加・減少しているものがあります。

4 人口

人口の推移は、表3、図3・4に示す通りです。本市の人口は平成2（1990）年の167,686人をピークに、毎年減少が続いています。

令和2（2020）年10月1日現在の人口は144,746人で、第2次計画改定時の平成28（2016）年に比べ3,843人減少しています。人口の構成（年齢3区別）をみると、15歳未満と15歳以上～64歳未満が年々減少しているのに対し65歳以上が増加し続けており、少子高齢化が進行しています。

世帯数は平成28（2016）年から1,082世帯増加しました。一世帯当たりの平均人数は平成28（2016）年の約2.5人から令和2（2020）年には約2.3人になっており、核家族化の進行がうかがえます。

表3 人口・世帯の推移

(推計人口、各年10月1日現在)

(単位：人・世帯)

年	総人口	年齢別人口			世帯数
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	
平成28年	148,589	17,046	84,870	45,868	60,535
平成29年	147,699	16,699	83,889	46,327	61,052
平成30年	146,097	16,100	82,513	46,721	61,214
令和元年	144,684	15,608	81,355	46,916	61,572
令和2年	144,746	15,176	80,642	47,023	61,617

資料：栃木県 年齢別人口調査結果（市町別年齢別人口）
※令和2年は、年齢不詳 1,905 人を含む

図3 総人口（年齢3区別）と世帯数

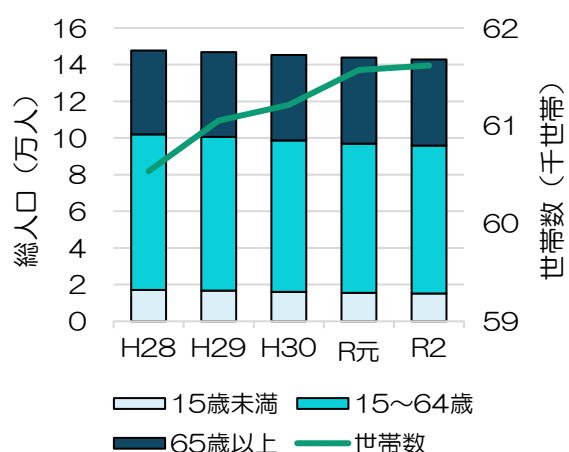
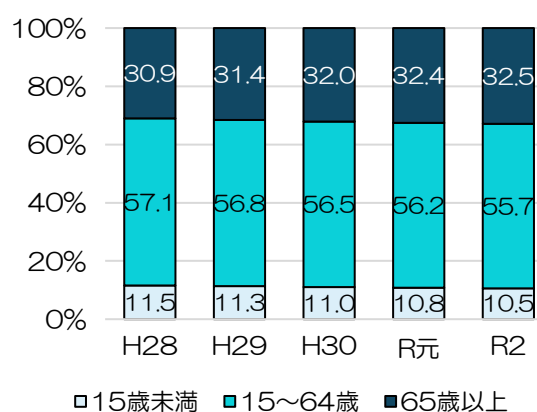


図4 年齢3区別人口割合



5 産業（15歳以上産業別就業人口）

本市の労働力人口（総数）は、表4のとおり減少を続けています。特に、第一次産業は20年間で約半数、第二次産業も6割程度に減少しています。

表4 産業別就業人口の推移

(国勢調査結果 各年10月1日現在)

(単位：人)

年	総数	産業別			
		第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成7年	86,014	2,446	40,289	43,137	142
平成12年	83,684	2,222	37,082	44,076	304
平成17年	79,692	1,873	32,223	45,118	478
平成22年	73,847	1,466	26,960	44,262	1,159
平成27年	71,758	1,292	25,931	42,981	1,554

資料：統計あしかが

6 交通

(1) 道路網

ア 高速道路

平成 23 (2011) 年に開通した北関東自動車道が東西に走り、市北部に足利インターチェンジがあります。

イ 国道

国道 50 号が東西に、国道 293 号が南北に走っています。国道 293 号は、足利市堀込町が終点となっています。

(2) 公共交通

ア 鉄道

JR 両毛線、東武伊勢崎線の 2 路線があり、JR 両毛線は西から小俣駅、山前駅、足利駅、あしかがフラワーパーク駅、富田駅の 5 駅、東武伊勢崎線は野州山辺駅、足利市駅、東武和泉駅、福居駅、県駅の 5 駅があります。

イ バス

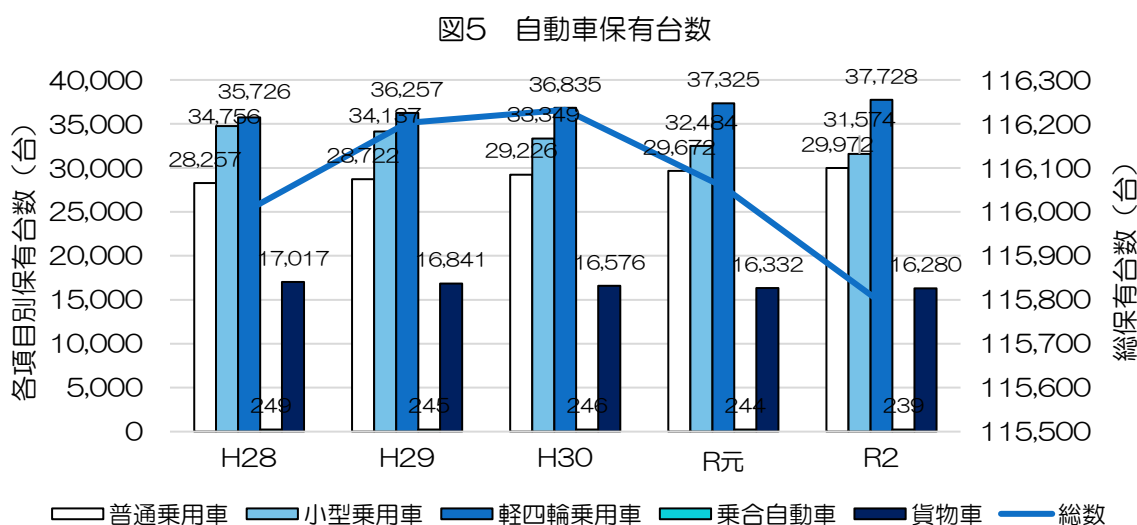
足利市生活路線バスの 8 路線が運行しています。

(3) 自動車交通

令和 2 (2020) 年の自動車保有台数 (総数) は 115,793 台で、平成 30 (2018) 年以降は減少傾向にあります。乗用車 (普通、小型、軽四輪) は 99,274 台で、一世帯あたり約 1.6 台の自動車を保有しています。

平成 28 (2016) 年～令和 2 (2020) 年の自動車保有台数の推移は図 5 のとおりです。
(左目盛 (棒グラフ) : 各項目の台数、右目盛 (折れ線グラフ) : 総数)

資料 : 統計あしかが



第2節 環境の現状

1 地球環境分野

(1) 地球温暖化・気候変動を取り巻く国内外の現状

経済の発展により、私たちは便利で快適な生活を手に入れました。しかし、豊かな生活を維持するために大量のエネルギーを消費するとともに大量の温室効果ガスを排出しており、これにより地球のほぼ全域で気温と海水温が上昇しています（＝地球温暖化）※。

地球温暖化の影響はあらゆるところに及んでいます。特に猛暑日の増加（図6）や、温暖化を一因とする豪雨の頻発（図7）など、いわゆる「極端現象」の増加は我々の生活や経済活動に多大な影響を及ぼすほか、生態系にも影響を与えており、全世界における喫緊の課題となっています。

※気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（第Ⅰ作業部会報告書）においては、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。」と指摘しています。

ア 地球温暖化防止のための取り組み

世界では地球温暖化防止のための国際的な枠組みや目標を設定し、脱炭素社会の構築を目指した取り組みを進めています。

平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、気候変動への具体的な対策に関する目標が定められ（目標13）、重要な対策のひとつとされてい

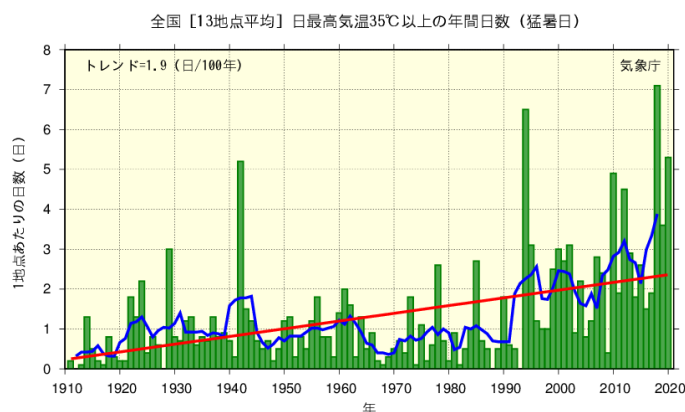


図6 全国日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日）

（出典：気象庁「全国の日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数の経年変化（1910～2020年）」）

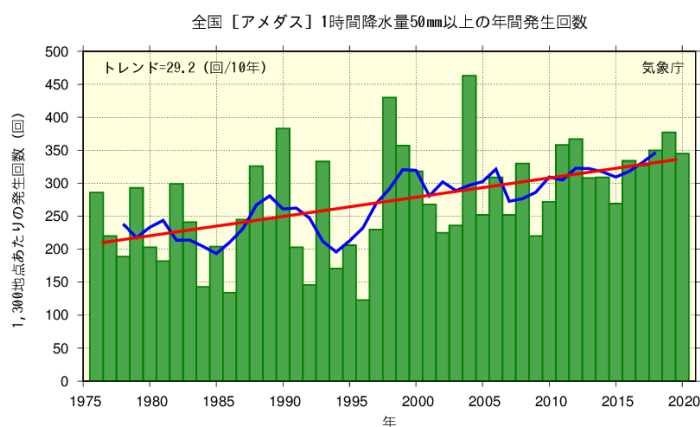


図7 全国1時間降水量 50mm以上の年間発生回数

（出典：気象庁「全国の1時間降水量 50mm以上の年間発生回数の経年変化（1976～2020年）」）

ます。また、その後開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、「産業革命前と比較して気温の上昇幅を2°Cを十分に下回り、1.5°Cに抑える努力をすること」を世界共通の目的とし、そのために今世紀後半にカーボンニュートラルを達成することや、SDGsにおける気候変動に関する5つのターゲットをより具体的にした目標などを定めました。史上初めて全ての国が参加する公平な枠組みであり、地球温暖化対策は世界全体で取り組まなければならない重要かつ喫緊の課題であるといえます。

こうした世界の潮流の中、日本では令和2（2020）年10月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を表明し、この実現に向け令和3（2021）年4月には、2030年度までの温室効果ガス削減目標を従来の2013年度比26%削減から46%に引き上げました。また5月には改正地球温暖化対策推進法が成立し、2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付けられました。目標の実現のためには技術革新や電源構成の見直し、国民のライフスタイルの大幅な変革など大きな社会変革が必要となると考えられ、国や自治体、事業者、市民が連携し、より一層の温暖化防止策に取り組むことが重要です。

イ 気候変動適応の取り組み

地球温暖化の対策のためには、温室効果ガスを削減し、温暖化そのものを抑制する取り組み（＝「緩和策」）が重要である一方で、気候変動による影響に備え対応し、適応していく取り組み（＝「適応策」）も重要であり、両者をともに推進していく必要があります。

日本においては平成30（2018）年6月に「気候変動適応法」が成立（施行は12月）し、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域における適応の強化、適応の国際展開等、気候変動に計画的に備える枠組みが定められました。

「適応策」は現在既に取り組みが始まっており、その例としては、品種改良により高温に強い農作物を作ること、災害を想定して河川の堤防を強化することなどがありますが、それぞれの地域の気象や地形により取り組むべき内容や優先順位は様々です。

本市においても、気候変動により激甚化する自然災害に備え、足利市国土強靱化地域計画やその他の関連計画のもと、行政によるハード・ソフト両面での防災減災対策を行うとともに、地域防災力の向上を目指し、被害を最小化するための強くしなやかな地域づくりに取り組んでいます。

Column1 「平年値」が変更されました！

「平年値」とは、その時々気象（気温、降水量等）や天候（冷夏、暖冬等）を評価する基準として利用されるとともに、その地点の気候を表す値として用いられるもので、気象庁が作成しています。西暦年の1の位が1の年から続く30年間の平均値をもって平年値とし、10年ごとに更新されるもので、令和3（2021）年5月19日から、1991～2020年の30年間の平均値を用いた新しい平年値の使用が開始されました。天気予報でよく聞かれる「平年並み」はこの平年値がもとになっているため、この言葉が指す気温や降水量などが変わりました。

新しい平年値は、これまでの平年値と比べ以下のような特徴があります。

- 年平均気温・・・全国的に0.1～0.5℃程度高い
- 降水量・・・夏の西日本、秋と冬の太平洋側の多くの地点で10%程度多い
- 降雪量・・・冬の気温上昇等の影響で多くの地点で減少
- さくらの開花・・・ほとんどの気象官署にある標本木の開花日が1～2日早い

降水量の増加については、気温の上昇により雪が雨として降りやすくなったことや近年の大雨が要因の一つとして考えられます。

栃木県について見てみると、全国と比較して年平均気温の変化が大きく、宇都宮市の年平均気温はこれまでより0.5℃高くなります。また、宇都宮市の猛暑日、真冬日等の日数の新平年値と旧平年値を比較すると表のとおりで、これらの数値からも地球温暖化の影響を読み取ることができます。

項目	旧平年値	新平年値	増減
日最高気温 35℃以上（猛暑日）年間日数	3.6日	5.9日	+2.3日
日最高気温 30℃以上（真夏日）年間日数	43.6日	49.6日	+6.0日
日最高気温 25℃以上（夏日）年間日数	101.3日	111.3日	+10.0日
日最低気温 0℃未満（冬日）年間日数	79.7日	72.9日	-6.8日
日最高気温 0℃未満（真冬日）年間日数	0.1日	0.0日	-0.1日

地球温暖化や気候変動への対策を緩めないために、今回更新された「平年並み」が地球温暖化の影響を受けた「平年並み」であることを忘れないことが大切です。

（本文及び平年値の種類の出典・参考：気象庁報道発表「平年値の更新について～平年値（統計期間 1991～2020年）を作成しました～」）

（表の出典：栃木県気候変動適応センター通信 13号「平年値」が変わりました）

平年値の種類（主なもの）

- 地上気象観測
主な要素：気温、降水量、日照時間、積雪の深さ、湿度 など
- アメダス
要素：気温、降水量、日照時間、積雪の深さ、風向、風速
- 生物季節観測
- 梅雨入り・梅雨明けの時期
- 台風の発生数・接近数・上陸数 など

(2) 循環型社会の形成とごみを取り巻く国内外の現状

社会経済の発展に伴って我が国の社会経済活動は大量生産・大量消費・大量廃棄型になり、資源採取から廃棄にいたる各段階での環境への負荷が高まっています。このような課題に対し、国では、循環型社会形成推進基本法を中心とした法体制を整備し、天然資源の消費を抑制して環境への負荷をできる限り減らす「循環型社会」の形成のため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会やライフスタイルを見直す取り組みを進めています。

我が国のごみ（一般廃棄物）の排出量は減少傾向にありますが、毎年4千万トンを超えるごみが排出されており、令和元（2019）年度では総排出量が4,274万t、国民1人1日当たり918gのごみが排出されています（出典：環境省）。

近年では「食品ロス」や「プラスチック資源」、「海洋プラスチック問題」などごみを取り巻く比較的新しい問題が顕在化しており、世界的に重要な課題となっています。

ア 食品ロス問題

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指し、日本においては近年特にクローズアップされ始めた比較的新しい環境問題と言えます。

世界においては、年間約13億トンの食料が廃棄されている一方で、栄養不足や飢餓に苦しむ人々も多々おり、需給がアンバランスな状態です。SDGsにおいても食品ロスの解消が重要な目標の一つとなっており（目標12.3）、2030年までに世界全体の1人当たりの食料廃棄量を半減させる等の目標が掲げられています。

日本における食品ロスの量は、農林水産省の公表によると令和元（2019）年度の推計で年間約570万トンとされており、これを国民1人当たりに換算すると年間約45kg、さらに1日当たりに換算すると約124g（お茶碗一杯分）廃棄していることとなります。日本は食糧全体の約6割を輸入に頼っているにも関わらず、食品ロスが多い状況です。

こうした状況の中、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、社会全体で食品ロスを出さないという意識の醸成とその定着を図ること、また食べることができる食品はできるだけ食品として活用していくことなどが明記されました。また当法律第11条の規定に基づき、令和2（2020）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

食品ロスを削減することで輸入や廃棄処分にかかるエネルギーやコスト、焼却により排出される温室効果ガスが削減でき、さらに食料が不足している国々にまわすことで多くの人々を救うことができます。私たち一人ひとりが心掛け、社会全体で取り組まなければならない問題です。

イ プラスチック資源循環

プラスチックはその利便性から社会に広く浸透しており、我々の生活には欠かせない存在です。しかし日本の1人当たりのワンウェイプラスチック容器包装廃棄量は世界で2番

目に多く※、利便性ゆえに大量に生産・使用されたプラスチックが大量に廃棄されている現状があります。これらを焼却する際には温室効果ガスが排出されるため地球温暖化の一因になるほか、プラスチック製のペットボトルや容器などが回収されずに河川などを通じて海を汚染する「海洋プラスチック問題」が世界的な問題になっています。

平成 28（2016）年 1 月に開催された世界経済フォーラム年次総会（通称ダボス会議）では、世界全体で少なくとも年間 800 万トンのプラスチックが海洋に流れ込み、2050 年には海洋プラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算が報告されました。プラスチックごみは海洋の生態系に甚大な影響を与えるとともに、船舶航行や観光・漁業にも影響を及ぼしており、世界全体で解決のために取り組まなければならない重要な環境問題です。近年では特にマイクロプラスチックと呼ばれるサイズが 5 mm以下の微細なプラスチックが海洋生態系に与える影響が懸念されています。

こうした動向を受け、国は令和元（2019）年 5 月に、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、重点戦略として位置付けた「ワンウェイプラスチックの使用削減」の具体的な施策として、令和 2（2020）年 7 月からレジ袋有料化が始まりました。令和 3（2021）年 6 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環促進法）が成立し、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化に資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集・再資源化など、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における 3R+Renewable を促進するための措置を講じるとしています。

※「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」（国連環境計画、2018 年）

Column 2 もりさとかわうみ 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言

海に流出するごみの約 8 割は陸（街）由来とされており、内陸県である栃木県でも自分の問題として考える必要があることから、令和元（2019）年 8 月、県と県内 25 市町が共同で「もりさとかわうみ 栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」を行いました。県と県内全市町による共同宣言は全国で初めてです。

プラごみゼロを達成するためには、行政、県民、小売店、飲食店、企業、農業者など様々な立場の人々がそれぞれ積極的に取り組むことが重要です。不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底などにオール栃木体制で取り組んでいきます。

本市においても、マイバッグ運動や 3R プラス 1 の推進、徹底したごみの分別と資源化を行い、プラスチックごみの発生抑制のための取り組みを進めます。



(3) 足利市の現状と取り組み

本市の地球温暖化対策に係る取り組みについて、第2次足利市環境基本計画に基づき平成27(2015)年度に「足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編(あしかがストップ温暖化プラン)」を策定し、「省エネルギーの促進」「再生可能エネルギーの利用促進」「低炭素型地域づくりの促進」「循環型社会の形成」の4つの施策を柱に温暖化対策を推進してきました。平成28(2016)年度には「あしかがストップ温暖化プラン」をエネルギー使用の観点から補完するものとして、「省エネ促進」や「再生可能エネルギー利用の促進」、「省エネと地域活性化の両立」を図るための戦略を定めた「足利市エネルギー戦略」を策定し、取り組んできました。

また、「第3次足利市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市自らが事業者・消費者の立場として率先した温暖化対策の取り組みを行い、市の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

足利市の温室効果ガス排出量の状況は減少傾向にあります(第4章第1節で詳述)、カーボンニュートラルに向けた動きが加速していることから、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの利用促進など地球温暖化対策のための取り組みをより一層重点的に行う必要があります。

本計画からは「あしかがストップ温暖化プラン」、「足利市エネルギー戦略」を統合し、一体的な推進を図ります。

ア 脱炭素社会形成を目指す取り組み

(ア) 省エネルギーの促進

地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE」(P22 コラム③参照)の普及啓発のため、本市は同運動に賛同し、平成29(2017)年6月に「COOL CHOICE 宣言」を行いました。この宣言に基づき、市民向けの省エネ啓発(クールシェア・ウォームシェア)等のイベント・講座等の実施や啓発物品の作成のほか、市民、事業者、栃木県等と連携して様々な取り組みを行っています。このほか、節電・省エネ対策や地球温暖化対策に対する市民の取り組みの促進のため、省エネルギー機器の導入支援を行っています。



(イ) 再生可能エネルギーの利用促進

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の実施に伴い、太陽光発電事業を行う事業者に対し、災害、電力需給の逼迫等による停電時に公共施設に電気を供給することを条件として、公共施設の屋根を有償で貸し出す「公共施設屋根貸出し事業」を実施しています。これにより、災害時等における公共施設機能の強化を図るとともに、平常時に太陽光発電事業の場を提供することで、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの発生の抑制を図っています。また、各家庭における再生可能エネルギーの普及促進を目的として、住宅への太陽光発電設備等の導入を支援しています。

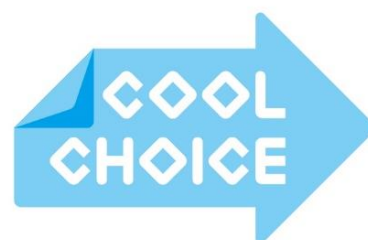
また、再生可能エネルギーの利用拡大と推進を目的として、足利市が事業者となって行う太陽光発電事業を実施しています。大規模停電時における非常用電源としての活用も見込まれ、地球温暖化防止と災害時の電力供給に貢献しています。



Column3 COOL CHOICE とは

COOL CHOICE（クールチョイス）とは、パリ協定を踏まえて設定された温室効果ガス削減目標を達成するために、主に家庭・業務部門における温室効果ガスを大幅に削減し脱炭素社会の実現を目指す、地球温暖化防止のための国民運動です。

省エネをはじめ、環境負荷の少ない製品・サービス・行動の選択など、主に日常生活におけるあらゆる「賢い選択」を促すもので、脱炭素社会の実現のために私たち一人ひとりが心掛け取り組んでいく必要があります。



未来のために、いま選ぼう。

イ 循環型社会の形成とごみを取り巻く現状

(ア) ごみの発生抑制と減量化

本市のごみ排出量は、平成 20（2008）年度の家庭系燃やせるごみ「指定袋制」の導入により大幅に減少し、その後も減少傾向にあります。しかし、1人1日当たりのごみ総排出量は国及び県の平均値を上回る数値となっており、市民や事業者に対してごみの減量とリサイクルの推進に関する各種施策の実施や啓発を行うなど、さらなる減量の取り組みが重要です。

表5 ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の実績

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総排出量	59,366t	58,813t	58,652t	57,960t	57,194t
1人1日当たりの排出量	1,073g	1,070g	1,078g	1,073g	1,071g
家庭系ごみ	41,020t	40,469t	40,013t	39,725t	39,613t
割合	69.1%	68.8%	68.2%	68.5%	69.3%
1人1日当たりの排出量	742g	736g	736g	735g	742g
事業系ごみ	18,346t	18,344t	18,639t	18,235t	17,581t
割合	30.9%	31.2%	31.8%	31.5%	30.7%
1人1日当たりの排出量	332g	334g	343g	338g	329g
栃木県の1人1日当たりの排出量	917g	921g	918g	917g	
国の1人1日当たりの排出量	925g	920g	919g	918g	

※令和元年東日本台風に伴う災害廃棄物は計上していません。

※国及び栃木県の数値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）に基づいています。

(イ) ごみの分別と資源化

総資源化量及びリサイクル率については、表6のとおり年々減少しており、特にリサイクル率は第2次足利市環境基本計画で掲げた目標値から離れる傾向にあります。近年ではスーパーなどにおける紙パックやトレイなどの資源の店頭回収が増加したことにより、本市が直接把握できるリサイクル率が低下していることも考えられるため、今後店頭回収量の調査を行うなど資源物の全体の流れを把握する必要があります。また国内では 2050 年カーボンニュートラル宣言、プラスチック資源循環促進法の成立などにより、プラごみの分別、リサイクルを徹底させる動きが加速しており、本市も重点的に取り組む必要があります。

表6 総資源化量及びリサイクル率

項目	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総排出量	59,366t	58,813t	58,652t	57,960t	57,194t
総資源化量	8,024t	7,625t	7,544t	7,253t	6,848t
リサイクル率	13.5%	13.0%	12.9%	12.5%	12.0%
栃木県リサイクル率	16.1%	16.3%	15.9%	16.1%	—
国リサイクル率	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	—

(ウ) ごみの適正処理

ごみの処理について、現在は安定的かつ適切な処理を行っています。しかし、焼却施設は建築後、相当年数が経過しているため、市の廃棄物処理施設の在り方を総合的に検討し、省エネルギーやエネルギー回収にも配慮した新たな焼却施設等の準備を進めています。

不法投棄については、職員によるパトロールを実施していますが、なかなか減らない状況があり、対策を強化する必要があります。

Column 4 食品ロス削減のための取り組み ～もったい9（ナイン）運動～

毎月9のつく日を「もったい9（ナイン）デー」と位置づけ、家庭の冷蔵庫の食品在庫チェックや食べ切り、使い切りの実践を呼びかけています。また、宴会等では懇親のためすぐに席を移動してしまい、提供された料理を残してしまいがちなため、宴の最初、中程、最後にそれぞれ約9分間の「39（さんきゅー）タイム」を設け、感謝の気持ちを持って食事に専念することを提案しています。

その他、啓発ポスター等を作成し、市関係団体や市内事業所に対し食品ロス削減についての周知を依頼しています。



2 自然環境分野

(1) 自然の適切な保全

本市は自然が豊かなまちで、市域の7割を超える面積が緑地です。森林、農地・里地里山、河川、身近な緑などの自然は、水源かん養、生態系と生物多様性の保全、自然環境の保全、良好な景観の保全と形成、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を持ち、生態系やわたしたちの豊かな暮らしの維持のために重要な役割を担うとともに、市民に憩いとやすらぎを与える貴重な財産です。そのため、市では地域や市民団体、事業者などと協力しあいながらこれらの自然の適切な整備や保全に努めています。

ア 森林

本市は関東平野の北方に連なる山岳地帯と平野部の接点に位置しており、森林面積は市域の4割以上を占めます。市域の多くを占める森林には上記の多面的な機能のほか、洪水・土砂崩れの防止及び緩和する機能、気温や湿度など気候を調節する機能など様々な公益的機能があります。こうした森林が持つ多様な機能を守り、適切に発揮させるため、重視すべき機能や地域特性に応じた適切な施策の実施、治山施設の整備等により、健全な森林資源の維持保全を図る必要があります。



イ 農地・里地里山

市内の農地・里地里山においては、農業や林業など自然と人間が共存する豊かな生活文化が育まれています。しかし、人口減少や農林業従事者の高齢化による担い手の減少や里地里山部での獣害による生産意欲の低下などから、耕作放棄地や管理されていない農林地等が増加しています。これにより、農林地の持つ水源のかん養機能や生物多様性の保全などの多面的機能が十分に発揮されない状況が懸念されます。一方、近年の環境意識の高まりにより、耕畜連携や有機栽培などの環境保全型農業の取り組みが推奨されています。



ウ 河川

本市には渡良瀬川をはじめ多数の河川が流れており、水源としての機能を果たしているほか、渡良瀬川などの河川緑地は貴重なオープンスペースとなっています。河川流水の正常な機能を維持するため河川的环境美化を図っていますが、繁茂した樹木や堆積した土砂などが流下を阻害する要因となっていることに加え、中小河川の一部には良好な環境が保たれていない場所もあり、地域と一体となって美化活動に取り組む必要があります。



また、市の中央を東西に流れる渡良瀬川は本市の景観を構成する重要な要素でもあり、河川景観に配慮した沿岸整備、河川敷の活用など適切な整備が求められています。

(2) 生物多様性の保全

ア 自然環境基礎調査結果の概要

本市には多くの種類の生き物が生息しています。本計画の策定にあたり、本市の自然環境及び生息する生き物の変化や現状を把握するため、自然環境基礎調査を行いました。

(ア) 調査内容

文献調査及び現地調査を行いました。調査内容の詳細は以下の通りです。

文献調査	国・県・市が発行している文献により調査 ・「第2次足利市環境基本計画策定自然環境基礎調査報告書」 ・「栃木県自然環境基礎調査 とちぎの植物Ⅰ・Ⅱ」 ・「レッドデータブックとちぎ2018 栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物」 <調査対象> 植物及び動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類）
現地調査	<調査対象> 植物 <調査期間> 令和2（2020）年4月～10月 <調査地点> 下記の4地点を、季節を変えて複数回調査 ※（）内は調査回数 ・仙人ヶ岳ハイキングコース（4回） ・足利県立自然公園ハイキングコース（5回） ・名草地区（4回） ・迫間湿地（6回）

(イ) 調査結果 (概要)

①文献調査

文献調査の結果、植物は 149 科 1,128 種、うち重要種※としてアゼオギドリ、トネハナヤスリなど 57 科 124 種が確認されました。動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類）は 49 目 237 科 915 種、うち重要種としてハヤブサ、カワラハンミョウなどの 30 目 102 科 194 種が確認されました。各分類の確認種数と重要種（一部抜粋）は以下のとおりです。平成 21（2009）年～平成 22（2010）年に実施した前回調査に比べ、絶滅の危機に瀕している植物種（重要種）が増加しています。

※重要種・・・文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）、環境省が公表している「レッドリスト」、栃木県が発行している「レッドデータブックとちぎ」の対象種としました。

分類	種数	重要種（一部抜粋）
植物	149 科 1,128 種	<p><文化財保護法（天然記念物）> マルバウツギ</p> <p><環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠB類 アゼオギドリ、ヒイラギソウ、アキノハハコグサ 絶滅危惧Ⅱ類 トネハナヤスリ、サンショウモ、デンジソウ、スブタ、サガミトリゲモ（ヒロハトリゲモ）、トリゲモ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ、ウチョウラン、ジョウロウスゲ、ヌマアゼスゲ、カンエンガヤツリ、ミズタカモジ、トキホコリ、タチスミレ、ミズマツバ、アオヒメタデ、ヤナギヌカボ、ヌカボタデ、コギシギシ、イトハコベ、キタミソウ、イヌノフグリ、ゴマノハグサ、キセワタ、オオヒキヨモギ、キキョウ、ヒメシロアサザ、イワヨモギ、フジバカマ、ホソバオグルマ</p>

分類		種数	重要種（一部抜粋）
動物	哺乳類	6目 12科15種	<環境省レッドリスト> 準絶滅危惧種 モグラ
	鳥類	18目 43科114種	<絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律> ハヤブサ <環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠA類 ハクガン 絶滅危惧ⅠB類 ブッポウソウ 絶滅危惧Ⅱ類 ミゾゴイ、ナベヅル、タカブシギ、コアジサシ、サシバ、ハヤブサ、サンショウクイ
	両生類	2目 6科14種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧Ⅱ類 トウキョウサンショウウオ
	爬虫類	2目 7科12種	<レッドデータブックとちぎ> 絶滅危惧Ⅱ類 ヒガシニホントカゲ
	昆虫類	17目 162科743種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠB類 カワラハンミョウ、フタモンマルクビゴミムシ、コハンミョウモドキ、セスジガムシ、ヨツボシカミキリ、シルビアシジミ 絶滅危惧Ⅱ類 ナゴヤサナエ、ハウチワウンカ、ホソハンミョウ、アカガネオサムシ、チョウセンゴモクムシ、コオナガミズスマシ、オオクワガタ、オオチャバネヨトウ、ギンモンアカヨトウ、ニッポンハナガタバチ、キアシハナガタバチモドキ
	魚類	4目 7科17種	<環境省レッドリスト> 絶滅危惧ⅠB類 ホトケドジョウ 絶滅危惧Ⅱ類 ミナミメダカ

②現地調査

現地調査では 44 種の重要種が確認されました。前回調査時に確認できたが今回調査で確認できなかった重要種が複数あり、貴重な植物が見られなくなっている可能性があります。

調査対象地	重要種数	重要種の内容（一部抜粋）
仙人ヶ岳 ハイキングコース	15 種	マルバウツギ、キンラン、トキホコリ など
足利県立自然公園 ハイキングコース	15 種	マルバウツギ、ウチョウラン、オオヒキヨモギ、 エビネ など
名草地区	12 種	トキホコリ、エビネ、アケボノシュスラン、 オオヤマカタバミ など
迫間湿地	18 種	ヌマアゼスゲ、ミズタカモジ、コギシギシ など

イ 市民環境レポーターによる生き物調査

平成5（1993）年度に開始した、市内で見られる生き物を調査する環境レポーター事業では、市民レポーターから毎年 300 種以上の生き物の発見報告が寄せられており、中には貴重な発見報告もあります。しかし宅地開発や気候の変化により年々生き物の数が減少していることが感想として寄せられるほか、外来種の増加が報告されています。今ある自然を守るとともにこれらの生き物の様子を注視し、生物多様性を保全していく必要があります。



◀魚を捕らえて飛ぶミサゴ
(岩井町にて撮影)



ミヤマカラスアゲハ▶
(松田町にて撮影)

ウ 特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害の拡大

クビアカツヤカミキリは、中国や朝鮮半島、ベトナムなどが原産のカミキリムシで、日本においてはサクラ、モモなどバラ科の樹木を加害することから平成 30（2018）年 1 月に特定外来生物に指定されています。繁殖力が大変強い虫で、現在の日本国内においては天敵となる生き物がいないことから被害の拡大が早く、日本の生態系や在来種、農作物への影響が懸念されています。



▲クビアカツヤカミキリ成虫

幼虫は樹木の内部を食い荒らし、フラスと呼ばれる木くずと糞が混ざったものを排出します。放置すると被害木が枯死するおそれがあり、樹木を守るため、また倒木等による人家等への被害を防ぐため、当該虫の駆除・防除など早急な対応が求められています。



▲幼虫が排出するフラス

本市においては平成 28（2016）年 7 月に初めて成虫が確認されて以降被害が拡大し、累計で約 1,000 本にも及ぶ被害が確認されています。令和元（2019）年度には被害状況の把握と撲滅を図るため、市民参加の「クビアカみつけ隊」を組織し、当該虫の啓発を進めるとともに成虫・フラスの発見に協力していただいています。

クビアカツヤカミキリの被害は増加の一途をたどっており、今後も県や市民と連携しながら地道な防除を進める必要があります。



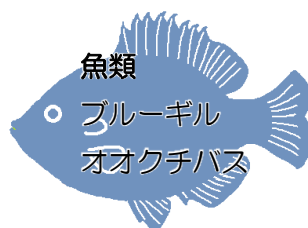
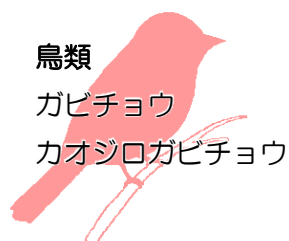
◀旧袋川沿いの桜並木。被害木には成虫の拡散・産卵防止のための青いネットが巻かれている。

Column5 特定外来生物とは

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、外来生物（海外起源の外来種）のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある種のなかから指定され、許可なく飼育・栽培すること、保管・運搬すること、野外へ放つことなどが禁止されています。

特定外来生物による被害が既に生じている、または生じるおそれがある場合が必要であると判断された場合は、防除を行います。

【特定外来生物の主な例】



また、外来生物法で指定される特定外来生物とは別に、「生態系被害防止外来種リスト」があります。これは「侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリスト」で、特に注意が必要な外来種を明確に示したものです。特定外来生物以外は外来生物法による規制の対象にはなりません、生態系等への影響・被害を及ぼすおそれがあることから「入れない」「捨てない」「拡げない」の外来種被害予防三原則を守り、適切に行動することが重要です。

（出典・参考 環境省）

3 生活環境分野

(1) 公害の対策

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）を中心とした公害に対して、法律・条例などに基づき県等と連携しながら対策を行っています。

ア 大気環境

大気汚染防止対策を進めるにあたり、目標となる「大気汚染に係る環境基準」が定められており、栃木県では大気汚染の状況を把握するため、県内各地に測定局を設置し大気汚染の様子を監視しています。本市には足利市役所に一般環境大気測定局として県の中央監視局と直結する測定局があり、光化学スモッグ注意報の発令などに活用されています。令和2（2020）年度は光化学スモッグ注意報が3回発令されました。工場や事業場については、立ち入り調査権のある県が主体となって随時調査を実施しています。

イ 公共用水域の水質汚濁対策

本市の公共用水域は、市内を東西に流れる渡良瀬川を代表とし、これに流入する中小河川で構成されています。公共用水域の状況を把握するため、県と市が水質調査を実施しており、おおむね環境基準を達成しています。工場や事業場については、立ち入り調査権のある県が主体となって随時調査を実施しています。

公共用水域に油や有害物質が流出して異常事態が発生したとき、原因を調査し、下流域への影響を最小限度に抑えるため、「足利市異常水質事故緊急対策要綱」を定めて関係各課の協力のもと対応しています。令和2（2020）年度の発生件数は35件でした。

Column6 松田川下流の水質改善

環境省が令和2（2020）年度に公表した全国の河川等の水質測定結果において、本市の松田川下流が「水質改善の上位水域」で1位となりました。これは、全国で最も汚濁負荷の削減が実現した河川であるということです。

松田川下流の環境基準点では環境基準(BOD)を満たさない状態が続き、平成20(2008)年度には全国でBODが高い水域ワースト5位となってしまいました。これを受け県が原因を調査した結果、環境負荷の高い事業場排水や生活排水の流入、用水への取水による河川水量の減少等が主な要因であると分かりました。翌年の平成21（2009）年から事業場排水対策、下水道接続率向上のための広報活動、廃食用油の回収など市民も一体となって様々な対策を行った結果、平成26（2014）年度には環境基準を満たすまで水質が改善され、それ以降環境基準を満たし続けています。現在まで続く郷土の水環境を守る懸命な取り組みによって、松田川は水質改善を果たしたのです。

ウ 騒音・振動

騒音・振動は感覚公害と言われ、人が許容できないと感じたときに主に苦情提起という形で発生するものです。

工場、事業場の特定の施設や建設作業等については、騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例で規制対象が定められており、法律や条例に基づいた指導を行っています。

一般環境の騒音及び道路に面する環境の騒音・振動については、市内数地点で調査し、実態の把握及び監視を行っています。国道・県道などの主要道路沿線においては、67の区間で騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視調査を実施しており、環境基準達成の把握に努めています。この区間における令和2（2020）年度の環境基準達成率は、全体で98.6%でした。

エ 悪臭

悪臭については、感知の程度に個人差があることから、騒音・振動と同様に感覚的・心理的公害と言われ、人に不快感・嫌悪感の心理的影響を与えるほかに、吐き気、頭痛、食欲不振、不眠など健康にも影響を与えられています。

臭気については幅広い対応が必要で、従来の濃度規制では対応できない複合臭や未規制物質に対応するため、平成24（2012）年3月から用途地域により地域を指定して、ヒトの嗅覚を用いた測定法（臭気指数）による臭気規制に変更しました。

工場・事業場については、悪臭防止法や栃木県生活環境の保全等に関する条例で規制しています。

オ 土壌汚染

土壌汚染については、土壌汚染対策法に基づく有害物質を使用する工場・事業場などに対して、県が適切な対策を施すよう指導・監視を行っており、市も調査協力等を行っています。

新たな埋立てに対しては、足利市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、埋立ての許可を行い、汚染された土砂などの搬入を防止するとともに、埋立て等の高さや法面の勾配についても規制しています。

カ 地盤沈下

地盤沈下については県により昭和51（1976）年から測量が続けられており、市内の一部で地盤沈下が認められています。その原因のひとつに、地下水の過剰採取があります。地下水を大量に採取することにより地下水位が低下し、粘土層が収縮して地盤沈下が発生するため、平成25（2013）年7月から栃木県生活環境の保全等に関する条例により地下水の揚水施設の設置届や採取量等の報告が義務付けられました。現在のところ深刻な被害には至っていませんが、引き続き監視が必要です。

(2) 公害苦情の概況と公害対策事前協議

近年の環境意識の高まり、生活様式の多様化とともに多種多様な公害苦情・相談が発生しており、公害の防止及び市民の良好な生活環境の確保のために慎重かつ適切に対処していく必要があります。本市では、寄せられた苦情をもとに発生源を調査・指導し、苦情の適切な処理・解決に努めています。令和2（2020）年度については、騒音が19件と最も多く、次いで悪臭が9件、大気汚染が5件、その他1件、合計34件となっており、例年概ね騒音・大気・悪臭についての苦情が多く寄せられる傾向があります。

また、工場などの新築等による公害発生の未然防止と、公害関係法令に基づく届け出の徹底を図るため、「足利市の公害対策事前協議指導要領」を定め、建築確認申請時に建築主や設計士らと協議をしています。

(3) 水環境の保全

ア 生活排水等の適切な処理

川などの公共用水域の汚濁の原因となるものは、かつては工場、事業場からの排水が大きな要因でしたが、法律による規制強化や排水処理対策が進んだ現在においては家庭からの排水が主な要因となっています。本市では、公共用水域の汚濁防止と生活環境の改善を図るため、計画的に公共下水道の整備を進めており、令和2（2020）年度末の整備状況は全体計画区域面積3,110haのうち2,865haで、整備率は92.1%、処理人口普及率は77.9%となっています。また、下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置を促進しています。

公共用水域の汚濁防止のためには、排水処理施設の整備に加え各家庭からなるべく汚れた水（生活雑排水）を流さない取り組みも重要であり、引き続き市民に対し啓発を行う必要があります。

イ 地下水

本市では、水道水をはじめとして工業用水、農業用水、また自家水（井戸水）として地下水を広く利用しています。このように幅広く利用されている地下水の汚染の状況を把握するため、県と市が地下水調査を実施しています。また、汚染が確認された地域の一部では県によるモニタリング調査が継続されています。

4 快適環境分野

(1) 都市景観

良好な道路、河川、公園、公共施設などの都市基盤施設は快適な暮らしのために重要な要素であり、こうした都市基盤施設からなる清々しい景観は私たちの暮らしにうるおいとやすらぎを与えます。また本市には市北部に広がる山麓の風景、田園風景、渡良瀬川をはじめとする河川風景、公園や緑地のある市街地の風景など様々な自然と調和した景観や、歴史的建造物・文化財などと調和した趣のある景観など、先人たちが長い年月をかけて育んできた魅力的な景観があり、このような地域の個性を活かした景観は市民の誇りや郷土への愛着につながります。

市では足利市景観条例、足利市景観計画、足利市都市計画マスタープラン等に基づき、良好な都市基盤施設や景観を保全・創出するとともに、地域ごとのまちの成り立ちや特性を活かしながら足利らしい景観の形成を進めています。また、市民や地域、事業者等と連携してクリーン活動、緑化活動等を行い、清潔でさわやかな景観の維持に努めています。

今後も様々な主体と適切に連携を図りながら、良好な都市景観の保全と創出を行う必要があります。

(2) 公園・緑地、身近なみどり

都市公園をはじめとする施設緑地は快適で心豊かな都市生活を営むうえで欠くことのできない存在であり、緑が減少しつつある市街地の緑地空間として重要な位置にあります。本市における都市公園は、土地区画整理事業等の基盤整備にあわせて整備されており、昭和60（1985）年度以降、全国平均を上回る整備水準が確保されています。

公園・緑地の役割は多くの自然に共通する役割に加え、ヒートアイランド現象の緩和、斜面崩壊の防止、地域コミュニティの醸成など多岐に渡ります。さらには、災害時の避難場所としてのオープンスペース、火災時の延焼防止など防災の観点からも重要な存在です。こうしたことから、誰もが快適に利用できる公園・緑地の整備と活用が求められています。

また、まちなかの街路樹や花壇などの身近なみどりも、心安らぐ生活とうるおいのある緑地空間を形成しています。引き続き、街路樹の適切な維持管理を行い、地域等と連携した都市内の緑化を推進しながら、花や緑あふれるまちづくりに取り組む必要があります。



(3) 歴史・文化財

本市の歴史・文化は、各時代における自然環境や地理的環境と人々の関わりの中で形成され、他地域との交流や社会情勢によって変容し、あるいは淘汰されてきました。市内に数多く残されている文化財は、足利の豊かさの証拠であるだけでなく、これらが点在することによってまちの風景に調和をもたらしています。

市内各地に分布する社寺等や歴史的建造物などが作り出す歴史的景観は本市を特徴づける重要な要素であり、これらの資源を保護、継承するとともに積極的に活用し、歴史と文化を広く市民に伝える魅力的な景観づくりをすることが重要です。特に、史跡足利学校、鏝阿寺及びその周辺地区は、本市を代表する景観として景観重点地区に指定し、地区独自の景観形成の目標を定める他、景観形成の方針、行為の制限を設け、地区の特性に配慮したよりきめ細やかな景観誘導を図っています。



しかし、少子高齢化や地域コミュニティの担い手不足などを背景に、文化財の滅失や散逸が進んでおり、これを防止することが緊急の課題となっています。また、文化財を維持・管理し続けることに対し不安を抱く文化財所有者も増えてきており、指導や相談に応じたり、ともに解決策を見出したりといった役割を担う人材を育成する必要があります。より広範囲の人々が文化財に対して関心を持ち、「地域の宝」として主体的に保護・継承に関わる場面を増やしていくことが、歴史的・文化的環境に配慮した「足利らしい」まちづくりに求められています。

5 環境教育分野

(1) 環境保全意識啓発活動の実施

ア イベント・講座等の開催

本市では、身近な自然とのふれあいや生活に役立つエコについての学びを通して環境保全に対する意識を高めるため、生き物などの観察をする「環境観察会」や、公民館などにおいて環境や自然に関する講座・体験等を実施し、幅広い世代の方にご参加いただいています。平成24(2012)年度からは、これからの社会を担う子どもたちが幼いころから環境保全について親しみ、行動を習慣化することができるよう、幼稚園・保育所等において3Rに関する出前講座を実施しています。



また、学習を通して環境保全や環境問題に対する意識啓発を図るため、市内の小中学生からポスター及び標語を募集しています。優秀作品は市内の商業施設等で展示するほか、啓発活動に活用しています。



近年大きく変化している環境を取り巻く情勢を正確に伝えることができるよう、講座等の内容を見直し、効果的な啓発を行う必要があります。またこれらの事業や環境に関する情報発信を通して、環境保全について自主的に考え、行動することができる人・地域を育て、市民、地域、事業者、行政などが一体となって取り組んでいくことが重要です。

イ 学校における環境教育

市内の小中学校では、児童生徒が環境保全の重要性を認識するきっかけとするため、地域・校内の自然観察や、アルミ缶や牛乳パック、エコキャップの回収等のリサイクル活動、クリーン活動、節電・節水等の省エネ活動、地球温暖化対策に関する学習等を行っています。

(2) 市民・地域・事業所等における活動

市内では多くの市民や市民団体、地域、事業所等が緑化活動や環境美化活動など環境保全に関する取り組みを行っており、市も協働で環境美化活動や啓発を行っているほか、市民等の活動に対する支援を行っています。また、地域の環境保全活動や身近な環境問題について自主的かつ積極的に取り組んでいる個人や団体に対し、市から感謝状を贈呈しています。

第3節 アンケート結果分析

本計画の策定にあたり、市民及び事業者の環境に関する意識・意向、行政への要望などを伺うため、市民・事業者・中学生に対しアンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

区分	市民	事業者	中学生
選出方法	18歳以上の市民を「住民基本台帳」から無作為抽出	市内で事業活動を行う事業者を無作為抽出	市内の中学校5校（北部・南部・東部・西部・中央部各1校）に回答を依頼
調査人（社）数	1,000人	200社	250人
調査方法	郵送によるアンケート調査		学校を通じて調査
調査期間	令和2（2020）年9月1日～9月30日		
有効回答数	421件（42.1%）	90件（45%）	235件（94%）

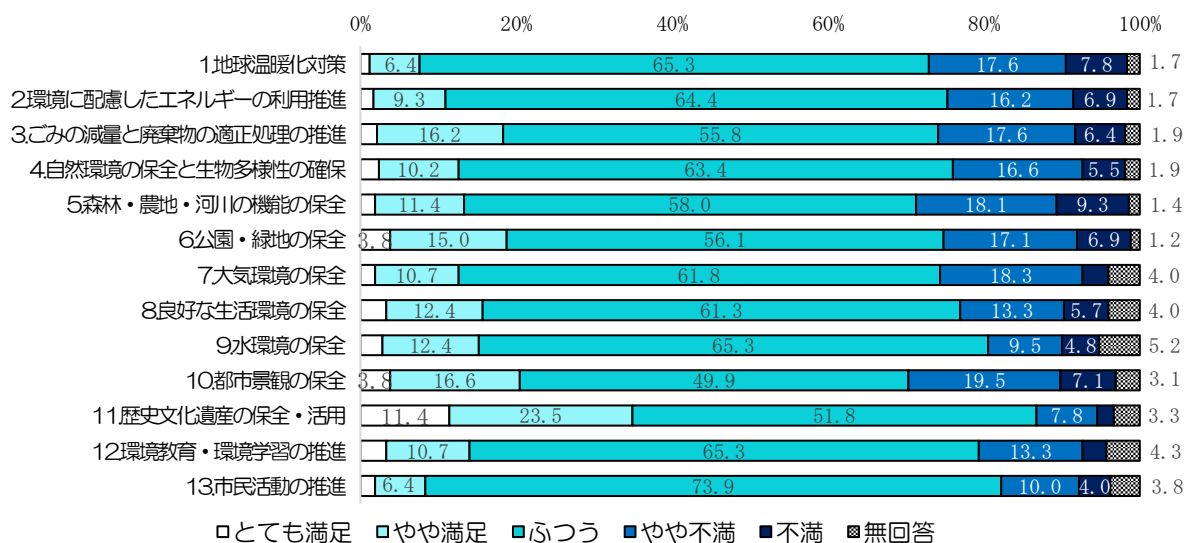
1 市民

（1）足利市の環境（市の環境政策・住まいの周辺環境）についての満足度と重要度

ア 満足度

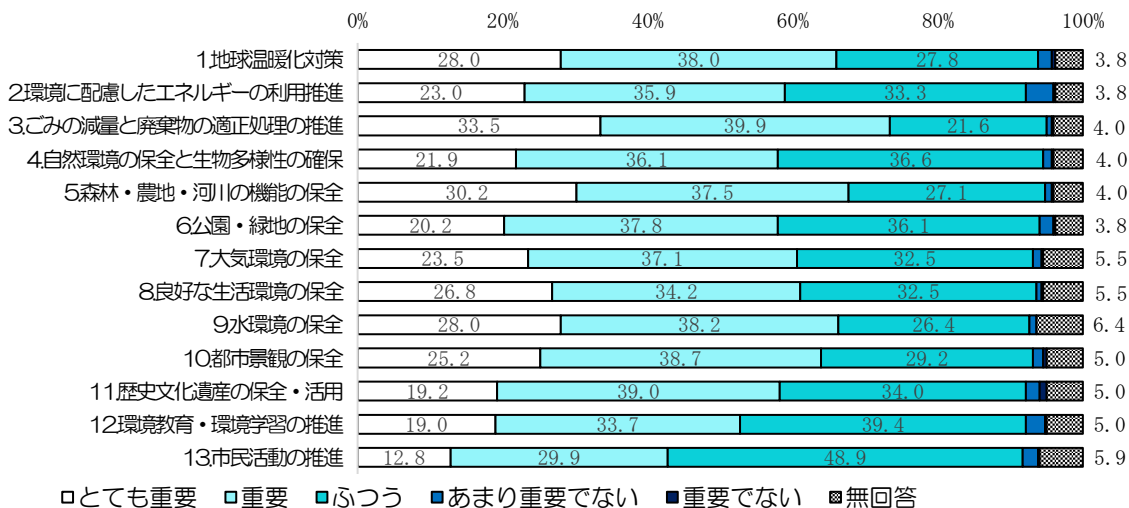
最も満足度が高い（とても満足＋やや満足の割合が大きい）のは「11.歴史文化遺産の保全・活用」（34.9%）、次いで「10.都市景観の保全」（20.4%）となりました。足利市は数多くの文化財にめぐまれたまちであり、これらの適切な管理やこれらを活用した文化・観光施策が評価されているものと考えられます。

一方満足度が最も低い（不満＋やや不満の割合が最も多い）のは「5.森林・農地・河川の機能の保全」（27.4%）で、令和元年東日本台風による河川の氾濫、土砂崩れ等の影響がある可能性があります。

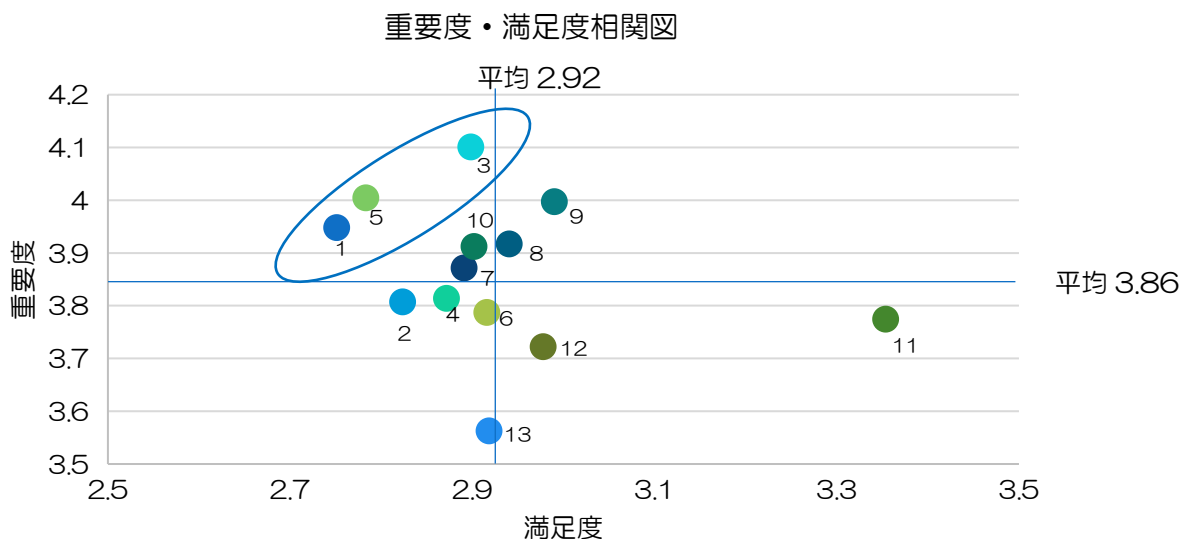


イ 重要度

最も重要度が高い（とても重要＋重要の割合が大きい）のは「3.ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」（73.4%）、次いで「5.森林・農地・河川の機能の保全」（67.7%）となりました。3に関しては生活に最も身近な環境問題であること、5に関しては近年多発する自然災害などの影響があるのではないかと考えられます。

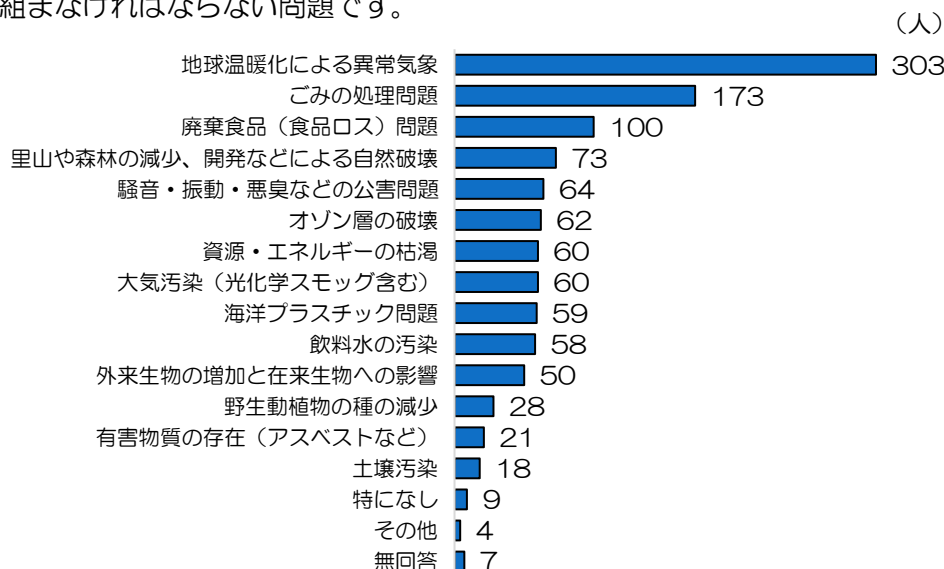


満足度・重要度の相関図から考察すると、重要度が平均以上で、満足度が平均以下（グラフ左上部分）、つまり重要な政策と捉えられているが取り組みが不十分と評価された項目のうち、特に重要度の高い「ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」、「森林・農地・河川の機能の保全」、「地球温暖化対策」は今後重点的に取り組むべき項目と考えられます。



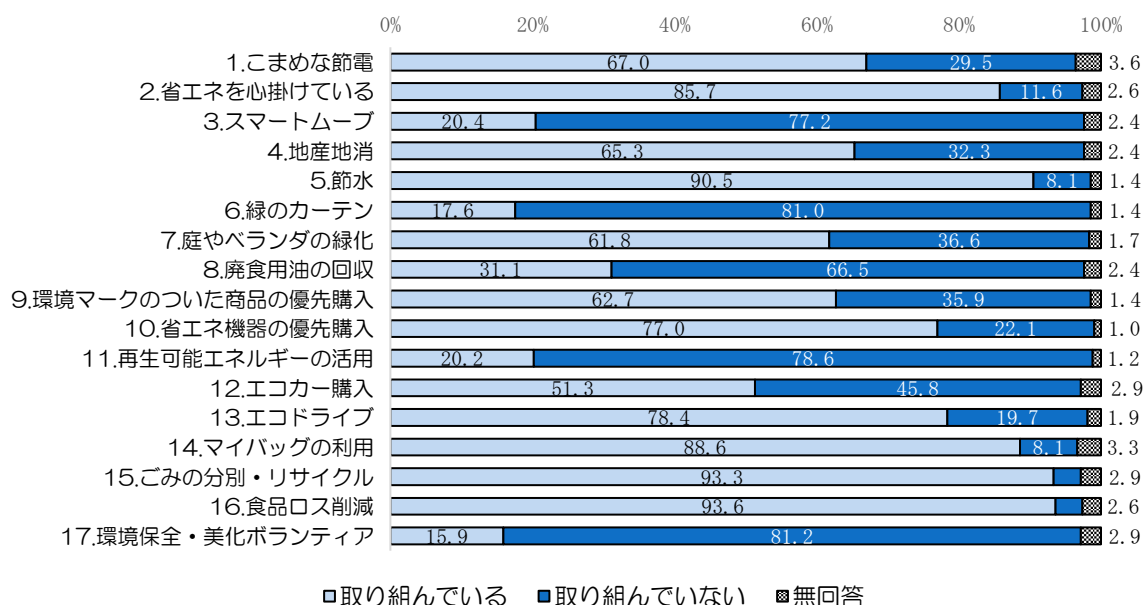
(2) 関心を持っている環境問題 ※3つまで選択可

上位の項目はいずれも生活に密着するとともに身近な環境問題であり、いずれも重点的に取り組まなければならない問題です。



(3) 日常生活における環境を守るための取り組み

「取り組んでいる」と答えた人の割合が多い取り組みが過半数を越え、省エネ・ごみの排出抑制など生活にエコな取り組みが定着している様子が伺えます。一方でまだ認知度の低い取り組みや生活スタイル上なかなか取り組めないものもあり、地道な普及啓発活動や情報発信が必要であることがわかります。



(4) 市が主催する環境に関するイベント等への参加状況

市主催のイベント・講座に参加したことがない人が92%と圧倒的に多くなりました。その理由について、「時間がない」、「開催していることを知らなかった」の2項目が多い結果となり、情報発信の仕方や実施形態の工夫が必要と考えられます。

(5) 今後市が重点的に進めるべき施策 ※各分野2つまで選択可、上位2項目を記載

ア 地球環境分野

- ・住宅などへの省エネ・再エネ機器導入に対する支援（143人）
- ・廃棄物処理施設の適正な維持管理（106人）

イ 自然環境分野

- ・公園の整備・緑地化の推進、都市内緑地の保全・創出（210人）
- ・森林や里地里山の保全（166人）

※第2次足利市環境基本計画における分野の分類に基づいたアンケートを実施しているため、「公園・緑地」等が自然環境分野に含まれます。

ウ 生活環境分野

- ・大気汚染・悪臭対策の強化（193人）
- ・水質汚染防止対策の強化（150人）

エ 快適環境分野

- ・自然・生活環境と調和のとれた都市基盤施設の整備（238人）
- ・ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策（206人）

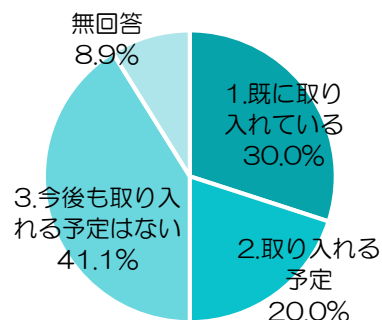
オ 環境教育分野

- ・学校教育における環境教育の充実（212人）
- ・地域・市民等の環境保全活動などに対する支援（129人）

2 事業所

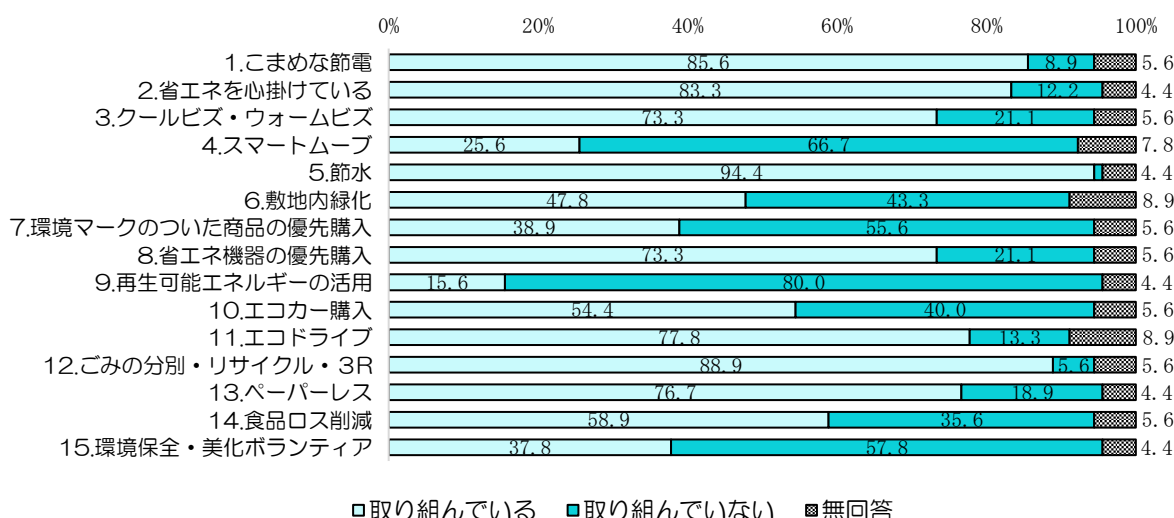
(1) 環境配慮を重視した方針や目標、 マネジメントシステム等の導入状況について

半数の事業所では環境配慮への取り組みに前向きな姿勢が同え、今後の取り組みが期待されます。



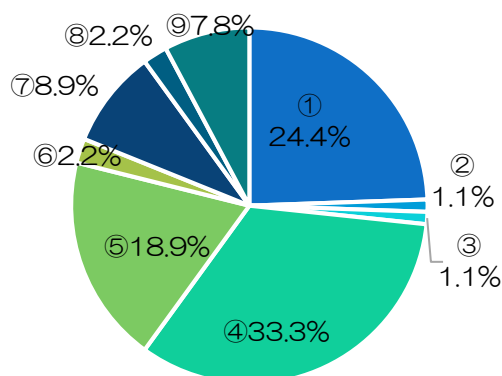
(2) 環境保全への取組状況

過半数が「取り組んでいる」と答えた項目が多く、エコな取り組みへの意識が浸透していることが同えます。しかし、経済効率を重視しなければならない項目では取り組みが進んでいない状況もあり、今後の啓発等が課題です。



(3) 環境保全活動への取り組みに対する捉え方

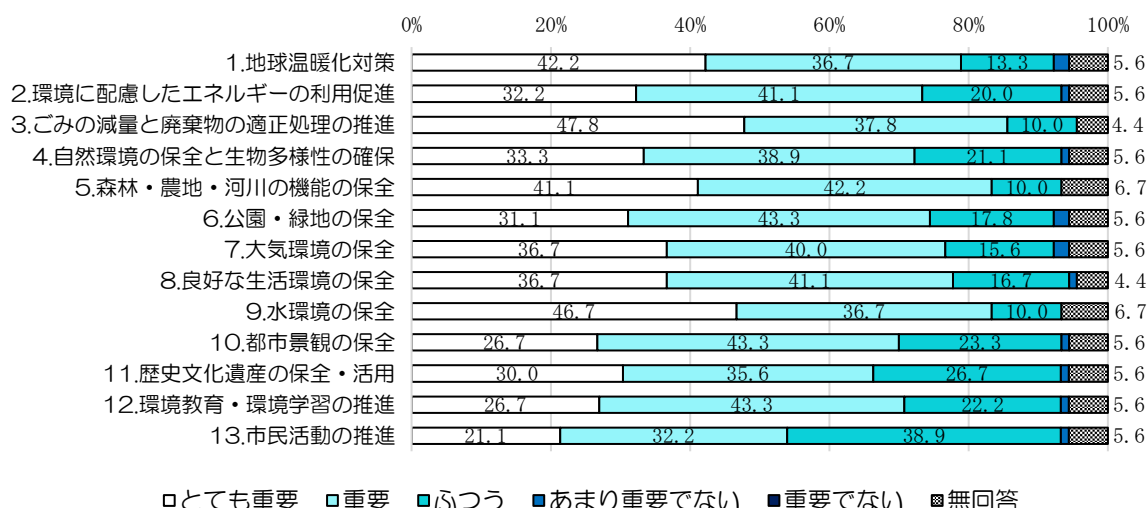
「4. 企業の社会的貢献活動として必要であり、積極的に取り組むべき」(33.3%) が最も多く、半数以上の事業者が環境保全に対する意識が高いことが同えます。一方で、消極的な回答も3割近くあります。



- ① 自社の経済的発展と環境保全の好循環につながる
- ② ビジネスチャンスにつながる
- ③ 他社との取引において重要な条件になっているため取り組むべき
- ④ 企業の社会的貢献活動として必要であり、積極的に取り組むべき
- ⑤ 企業の社会的貢献活用として必要だが、必要最低限の取組でよい
- ⑥ 環境保全への取り組みが負担になっている
- ⑦ メリットがあるかどうかわからない
- ⑧ その他
- ⑨ 無回答

(4) 市の環境に関する取り組みの重要度

全ての項目において5割以上の事業所が「とても重要」または「重要」としています。最も重要度が高かったのは、「3.ごみの減量と廃棄物の適正処理の推進」(とても重要+重要85.6%)、次いで「9.水環境の保全」(83.4%)です。



(5) 今後市が重点的に進めるべき施策 ※各分野2つまで選択可、上位2項目まで記載

ア 地球環境分野

- 再生可能エネルギー・省エネ機器等導入支援 (31社)
- 廃棄物処理施設の適正な維持管理 (26社)

イ 自然環境分野

- 森林や里地里山の保全 (41社)
- 有害野生鳥獣の対策強化 (33社)

ウ 生活環境分野

- 大気汚染・悪臭対策の強化 (44社)
- 水質汚濁防止対策の強化 (41社)

エ 快適環境分野

- 自然環境、生活環境と調和のとれた都市基盤施設の整備 (46社)
- ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策 (46社)

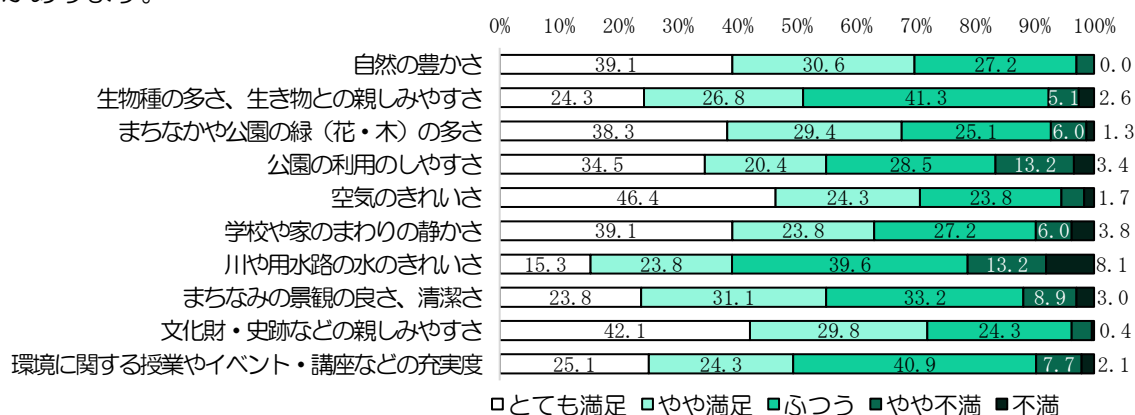
オ 環境教育分野

- 学校教育における環境教育の充実 (57社)
- 地域・市民団体・事業者などの環境保全活動などに対する支援 (26社)

3 中学生

(1) 住まいの周辺環境についての満足度

満足度が高い項目は「文化財・史跡などの親しみやすさ」（とても満足 42.1%・やや満足 29.8%）、「空気のきれいさ」（46.4%・24.3%）、「自然の豊かさ」（39.1%・30.6%）で、豊かな自然、足利学校を残したいとの意見が多数あります。満足度が低い項目は、「川や用水路の水のきれいさ」（やや不満 13.2%・不満 8.1%）、「公園の利用のしやすさ」（13.2%・3.4%）、「まちなみの景観の良さ、清潔さ」（8.9%・3.0%）で、ポイ捨てが多いとの意見があります。



(2) 関心を持っている環境問題 ※3つまで回答可

地球温暖化、ごみに関する項目が上位となりました。

